

る者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県松本地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年1月19日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年1月29日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

名 称 住 所

土屋行政書士事務所 土屋 眞一 南安曇郡梓川村大字梓2247

会計課

長野県北安曇地方事務所告示第1号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年1月16日、次の者を売りさばき人に指定しました。

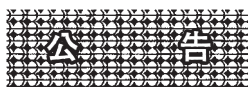
平成16年1月29日

長野県北安曇地方事務所長 宮 坂 正 巳

名 称 住 所

サークルK大町合庁前店 大町市大字大町1086-2
オーナー 栗田 学

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

環境情報地図データ整備業務委託

(2) 役務の特質

統合型地理情報システムで使用する環境情報地図データの作成

(3) 履行期間

契約締結日から平成16年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相

当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7075

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成16年2月2日（月） 午後2時から
- (2) 場所 長野県庁西庁舎 4階 402号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年2月9日（月） 午前11時
イ 場所 長野県庁西庁舎 1階 105号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 入札に当たっての留意事項

- (1) この業務の実施に当たっては、失業者の新規雇用を行わなければならない。
- (2) 業務に新規に採用する労働者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人の申込みを行う等、広く募集に努めるものとします。

- (3) 事業費に占める人件費の割合は概ね80%以上とします。
 (4) 業務に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合は概ね75%以上とします。
 (5) 詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 NPOパソコン教室
- 3 代表者の氏名
太田隆巳
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡池田町大字池田4238番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県内の主として中信地域に対して、IT技術利用に関する事業を行い、情報化時代における地域住民のIT技術活用の促進と普及に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年1月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 さわやか千歳
- 3 代表者の氏名
小坂 杲
- 4 主たる事務所の所在地
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2506番地の1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民のひととひとのふれあいを大切にし、先人が作り上げた歴史、及び、永年培ってきた経験を生かし、子育て支援、高齢者、障害者の諸介護を支援し、生きがいを持ち安心して暮らせる地域作りの実現に一体となって寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定希少野生動植物として指定しようとする植物（52種）

種 の 名 称	指 定 の 理 由
センジョウデンダ	亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤシャイノデ	山地帯の沢すじに生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
トヨグチウラボシ	亜高山帯に生育する日本唯一の産地のもので、園芸を目的とした採取圧により、個体数が既に著しく少なく、特に保護を図る必要があるため。
ウロコノキシノブ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
カザグルマ	里山に生育するもので、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。

オキナグサ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツクモグサ	高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シラネアオイ	山地帯から亜高山帯にかけて生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
トガクシソウ	山地帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
エンピセンノウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、草刈り場の減少等により、その個体の生育地が著しく消滅しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤマシャクヤク	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ベニバナヤマシャクヤク	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
タデスミレ	里山に生育する長野県固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
サクラソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念されるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
シナノコザクラ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
コイワザクラ	山地帯の岩場に生育する日本固有種で、個体数が既に少なく、かつ、園芸を目的とした採取圧により個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
クモイコザクラ	亜高山帯から高山帯にかけて生育する日本固有種で、個体数が既に少なく、かつ、園芸を目的とした採取圧により個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
シラヒゲソウ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高いため。
タヌキマメ	里山に生育するもので、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ハナノキ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ルリソウ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。

ツキシキソウ	山地帯に生育する日本唯一の産地のもので、その自生地の一部が県の天然記念物に指定されているが、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツツザキヤマジノギク	里山に生育する長野県固有種で、一部の市町村の天然記念物に指定されているが、開発行為及び川原の管理放棄により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
コマウスユキソウ	高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧及び踏みつけにより、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヤマタバコ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ホソバノシバナ	里山に生育するもので、既に個体数が少なく、かつ、踏みつけ及び開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ヒメカイウ	山地帯から亜高山帯にかけて生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高いため。
ウラシマソウ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。
シライトソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
ミカワバイケイソウ	里山に生育する日本固有種で、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ササユリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ヤマユリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ハナゼキショウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
ヒメシャガ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
コアツモリソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
アツモリソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ホテイアツモリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
キバナノアツモリソウ	亜高山帯の草地に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

クマガイソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
サギソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
イワチドリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
ミズチドリ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、かつ、開発行為により、その個体の生育地の消滅又は環境の悪化が懸念され、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
キンラン	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
トキソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ヤクシマヒメアリドオシラン	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヒメホテイラン	亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
ホテイラン	亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
サワラン	山地帯から亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
キリガミネアサヒラン	亜高山帯の湿原に生育するもので、その自生地の一部が国の天然記念物に指定されているが、踏みつけによる個体数の減少が懸念され、特に保護を図る必要があるため。
カヤラン	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
モミラン	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。
ユウシュンラン	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が著しく減少しつつあり、特に保護を図る必要があるため。

2 特別指定希少野生動植物として指定しようとする植物(14種)

種 の 名 称	指 定 の 理 由
ヤシャイノデ	山地帯の沢すじに生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
ウロコノキシノブ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ツクモグサ	高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。

トガクシソウ	山地帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
タデスマレ	里山に生育する長野県固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
シナノコザクラ	山地帯から亜高山帯にかけて生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、今後、県民主体の保護回復活動が期待されるため。
コマウスユキソウ	高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧及び踏みつけにより、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
アツモリソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ホテイアツモリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
クマガイソウ	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
イワチドリ	里山に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
キンラン	里山に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。 また、県民から保護の要請が高く、かつ、県民主体の保護回復活動が行われており、今後も期待されるため。
ヒメホテイラン	亜高山帯に生育するもので、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。
ホテイラン	亜高山帯に生育する日本固有種で、園芸を目的とした採取圧により、その個体数が特に著しく減少しつつあり、絶滅の危険性が高く、特に緊急に保護を図る必要があるため。

3 指定の案の縦覧場所

長野県生活環境部環境自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曾地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

環境自然保護課

公告

平成16年1月21日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成16年1月21日、長野県埴科郡土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年1月29日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成16年1月31日に開催を予定していた塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案並びに塩尻都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成16年1月29日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県佐久建設事務所長 依田 勝雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化ナトリウム 1,000トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県佐久建設事務所
(2) 所在地 佐久市大字跡部65-1
- 3 落札者を決定した日
平成15年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社オークサ・マテックス
(2) 所在地 佐久市大字野沢94-1
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 18,795円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県上田建設事務所長 塩入 正信

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状)900トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県上田建設事務所
(2) 所在地 上田市材木町1-2-6
- 3 落札者を決定した日
平成15年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市中御所4-6-19
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 32,445円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県諏訪建設事務所長 北原 正義

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状)900トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県諏訪建設事務所
(2) 所在地 諏訪市上川1-1644-10
- 3 落札者を決定した日
平成15年10月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社
(2) 所在地 長野市中御所4-6-19
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 32,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県木曾建設事務所長 飯島 昭

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
塩化カルシウム(粒状)550トン(予定数量)
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県木曾建設事務所
(2) 所在地 木曾郡木曾福島町2757-1
- 3 落札者を決定した日
平成15年10月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 矢木コーポレーション株式会社松本支店
(2) 所在地 松本市平田東3丁目6番7号
- 5 落札金額
1トン当たりの単価 32,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県松本建設事務所長 笠原 武

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化カルシウム(粒状)1,000トン(予定数量)

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県松本建設事務所
(2) 所在地 松本市大字島立1020

3 落札者を決定した日

平成15年10月24日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 中信電機株式会社
(2) 所在地 松本市大手1-3-26

5 落札金額

1トン当たりの単価 30,765円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県大町建設事務所長 松下 泰 見

1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化カルシウム(粒状)1,700トン(予定数量)

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県大町建設事務所
(2) 所在地 大町市大字大町1058-2

3 落札者を決定した日

平成15年10月23日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 新興マタイ株式会社
(2) 所在地 佐久市中込1-10-1

5 落札金額

1トン当たりの単価 31,290円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県長野建設事務所長 児玉 文 武

1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化カルシウム(粒状)1,200トン(予定数量)

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県長野建設事務所
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1

3 落札者を決定した日

平成15年10月24日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 新興マタイ株式会社
(2) 所在地 佐久市中込1-10-1

5 落札金額

1トン当たりの単価 31,290円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年1月29日

長野県長野建設事務所長 児玉 文 武

1 落札に係る物品等の名称及び数量

塩化ナトリウム 1,000トン(予定数量)

2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県長野建設事務所
(2) 所在地 長野市大字南長野南県町686-1

3 落札者を決定した日

平成15年10月24日

4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 中信電機株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市青木島綱島字小中島769-11

5 落札金額

1トン当たりの単価 20,055円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年9月4日

道路維持課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月29日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量
臨床検査システム 一式

- (2) 物品等の特質
仕様書のとおりです。

- (3) 納入期限
平成16年7月30日

- (4) 納入場所
長野県立こども病院

- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっ

ては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札手続等

(1) 担当する所の名称及び所在地

- ア 場所 郵便番号 399-8288
 南安曇郡豊科町大字豊科3100
 長野県立こども病院 事務局
- イ 電話 0263(73)6700 内線 3014

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ア 交付期間
 平成16年1月29日から平成16年3月8日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
- イ 交付場所
 (1)の場所

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等（以下「確認申請書等」という。）の受付期間、受付場所及び提出方法

- ア 受付期間
 平成16年2月17日及び同年2月18日の午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所
 (1)の場所
- ウ 提出方法
 持参の上、1部提出してください。

(4) 入札説明会

実施しません。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成16年3月9日 午後1時30分
- イ 場所 長野県立こども病院 北棟2階会議室

(6) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

- ア 日時 平成16年3月8日 午後5時（必着）
- イ 場所 (1)の場所

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (3) 契約保証金
 政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (4) 入札の無効
 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (6) 契約書作成の要否
 必要です。
- (7) 一般競争入札参加資格の格付を受けていない者の参加
 2の(2)に掲げる一般競争入札参加資格の格付を受けていない者であっても、3の(3)の確認申請書等を提出できますが、入札に参加するためには、入札の日までに当該参加資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Clinical Laboratory System 1 set
- (2) Delivery date:
 July 30, 2004
- (3) Delivery place:
 Nagano Prefectural Children's hospital
- (4) Contact place for information about the tender ;
 description / conditions / and other inquires:
 General affairs section, Nagano Prefectural Children's hospital
 3100 Oaza-Toyoshina Toyoshina Town Minamiazumi
 County Nagano Prefecture
 Zip Code 399-8288
 TEL: 0263(73)6700 Extension 3014
- (5) Time and Place for the tender:
 Time: 1:30 p.m. March 9, 2004
 Place: The second floor Meeting room of north building,
 Nagano Prefectural Children's hospital
- (6) Time limit of tender by mail and the delivery location:
 Time: 5:00 p.m. March 8, 2004
 Place: General affairs section, Nagano Prefectural
 Children's hospital
 3100 Oaza-Toyoshina Toyoshina Town
 Minamiazumi County Nagano Prefecture
 Zip Code 399-8288

医務課県立病院室

正 誤

平成16年1月22日付け目次中

ページ	行	誤	正
1	上から18	建築管理課	高校教育課